

令和元年（措）第7号

排 除 措 置 命 令 書

東京都文京区後楽一丁目4番25号

ユニバーサル製缶株式会社

同代表者 代表取締役 内 藤 英 一

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

東洋製罐株式会社

同代表者 代表取締役 本 多 正 憲

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 ユニバーサル製缶株式会社（以下「ユニバーサル製缶」という。）及び東洋製罐株式会社（以下「東洋製罐」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 特定アルミ缶について、2社、大和製罐株式会社（以下「大和製罐」という。）及び東洋製罐グループホールディングス株式会社（以下「東洋製罐グループホールディングス」という。）の4社（以下「4社」という。）が、遅くとも平成22年5月頃以降（東洋製罐グループホールディングスにあっては平成25年3月31日までの間、東洋製罐にあっては同年4月1日以降）共同して行っていた、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、

特定アルミ缶について、安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行わず、自主的に、取引を行い、販売価格を決定すること。

(3) 今後、相互に、又は他の事業者と、特定アルミ缶の見積価格及び販売価格に関する情報交換を行わないこと。

2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、ユニバーサル製缶にあっては東洋製罐及び大和製罐に、東洋製罐にあってはユニバーサル製缶及び大和製罐に通知するとともに、別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者（別表番号3の者にあつてはキリンホールディングス株式会社）及び同表の「特定購入会社」欄記載の事業者（以下「特定購入会社」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定アルミ缶について、安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行ってはならない。

4 2社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、特定アルミ缶の見積価格及び販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

5 2社は、それぞれ、特定アルミ缶の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、特定アルミ缶の営業に関わる自社の役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

6 2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

らない。

理 由

第 1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、特定アルミ缶の製造販売に係る事業を営む者である。

2社のうち東洋製罐は、平成25年4月1日、商号を東洋製罐分割準備株式会社から現商号に変更し、同日、吸収分割により、特定アルミ缶の製造販売に係る事業の全部を東洋製罐グループホールディングスから承継した者である。

イ 名宛人以外の大和製罐は、東京都千代田区丸の内二丁目7番2号に本店を置き、特定アルミ缶の製造販売に係る事業を営む者である。

ウ 名宛人以外の大和製罐グループホールディングスは、東京都品川区東五反田二丁目18番1号に本店を置き、特定アルミ缶の製造販売に係る事業を営んでいた者であるが、平成25年4月1日、商号を東洋製罐株式会社から現商号に変更し、同日、吸収分割により、同事業の全部を東洋製罐に承継させ、以後、同事業を営んでいない。

(2) 特定アルミ缶の取引形態等

ア 別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者（以下「交渉窓口会社」という。）は、平成22年1月1日以降（別表番号1の者にあつては平成23年6月30日までの間、同表番号2の者にあつては同年7月1日以降）において、それぞれ、特定購入会社が購入するアルミ缶の全部又は一部について、見積価格を提示させるなどして、アルミ缶の製造業者との間で調達に係る交渉を行い、購入先を決定していた。

イ 交渉窓口会社のうち、キリン株式会社は、令和元年7月1日、キリンホールディングス株式会社に吸収合併されたことにより消滅した。

ウ 4社は、交渉窓口会社との交渉により、特定アルミ缶の販売価格を定めていた。

エ 4社の特定アルミ缶の販売金額の合計は、特定アルミ缶の総販売金額の大部分を占めていた。

2 合意及び実施方法

ユニバーサル製缶、大和製罐及び東洋製罐グループホールディングスの3社は、かねてから、特定アルミ缶の取引に関して情報交換を行うなどしていたところ、4社は、遅くとも平成22年5月頃以降（東洋製罐グループホールディングスにあっては平成25年3月31日までの間、東洋製罐にあっては同年4月1日以降）、特定アルミ缶について、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨の合意の下に

- (1) 交渉窓口会社に見積価格を提示する場合には、商権を奪うような低い見積価格を提示せず、必要に応じて、見積価格等に関する情報交換又は調整を行う
- (2) 特定アルミ缶の原材料価格等が変動した場合には、特定アルミ缶の販売価格の改定の方針を決定するとともに、当該販売価格の改定幅、改定時期等に関する情報交換又は調整を行う

などしていた。

3 実施状況

4社は、前記2により、特定アルミ缶について、おおむね、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持していた。

4 合意の消滅

- (1) 東洋製罐グループホールディングスは、前記1(1)ウのとおり、平成25年4月1日、吸収分割により、特定アルミ缶の製造販売に係る事業の全部を東洋製罐に承継させた。当該吸収分割に伴い、東洋製罐が東洋製罐グループホールディングスに替わって前記2の合意に参加したことから、東洋製罐グループホールディングスは、同日以降、当該合意に参加していない。
- (2) 東洋製罐が平成28年3月31日をもって退任する前記2の合意に基づく調整等を担当する者の後任を置かないこととしたところ、ユニバーサル製缶、東洋製罐及び大和製罐の3社は、同年4月1日以降、当該調整等を実施していない。
- (3) 前記(1)及び(2)の事実によれば、平成28年4月1日以降、前記2の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、特定アルミ缶について、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨を合意することにより、公共の利益

に反して、特定アルミ缶の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年9月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	特定アルミ缶	別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者（別表番号3の者にあつては、令和元年7月1日以降、キリンホールディングス株式会社）が製造業者との間で調達に係る交渉を行つて購入価格を決定する後記番号3のアルミ缶
2	商権	ユニバーサル製缶株式会社，東洋製罐株式会社，大和製罐株式会社及び東洋製罐グループホールディングス株式会社の4社がそれぞれ別表の「特定購入会社」欄記載の事業者にて特定アルミ缶を販売する取引
3	アルミ缶	飲料を充てんするための缶を構成するアルミニウム製の胴又は当該胴に組み合わされる蓋（キャップを含む。）

別表

番号	交渉窓口会社		特定購入会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
1	アサヒグループ ホールディングス 株式会社（注2）	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号	アサヒグループ ホールディングス 株式会社（注2）	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号
			アサヒ飲料株式会 社	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号
2	アサヒビール株式 会社（注3）	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号	アサヒビール株式 会社（注3）	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号
			アサヒ飲料株式会 社	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号
3	麒麟株式会社 （注4）	東京都中野区中野四 丁目10番2号	麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野四 丁目10番2号
			キリンディスティ ラリー株式会社	静岡県御殿場市柴怒 田970番地
			キリンビバレッジ 株式会社	東京都千代田区神田 和泉町1番地
4	サッポロビール株 式会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番1号	サッポロビール株 式会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番1号
5	サントリーMON OZUKURIエ キスパート株式会 社（注5）	東京都港区台場二丁 目3番3号	サントリーMON OZUKURIエ キスパート株式会 社（注5）	東京都港区台場二丁 目3番3号

（注1）「事業者名」欄及び「本店の所在地」欄の内容は、平成31年4月30日時点のものである。

（注2）アサヒグループホールディングス株式会社は、平成23年7月1日、商号をアサヒビール株式会社から現商号に変更した者である。

（注3）アサヒビール株式会社は、平成23年7月1日、商号をアサヒグループホールディングス株式会社から現商号に変更した者である。

（注4）麒麟株式会社は、平成23年1月1日、キリンビジネスエキスパート株式会社からキリングroupオフィス株式会社に、平成25年1月1日、キリングroupオフィス株式会社か

ら現商号に，商号を変更した者である。

(注5) サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社は，平成29年4月1日，商号をサントリービジネスエキスパート株式会社から現商号に変更した者である。

令和元年（措）第8号

排 除 措 置 命 令 書

北海道小樽市色内三丁目1番1号

北海製罐株式会社

同代表者 代表取締役 池 田 孝 資

東京都品川区東五反田二丁目18番1号

東洋製罐株式会社

同代表者 代表取締役 本 多 正 憲

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 北海製罐株式会社（以下「北海製罐」という。）及び東洋製罐株式会社（以下「東洋製罐」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 特定スチール缶について、2社、大和製罐株式会社（以下「大和製罐」という。）及び東洋製罐グループホールディングス株式会社（以下「東洋製罐グループホールディングス」という。）の4社（以下「4社」という。）が、遅くとも平成22年6月頃以降（東洋製罐グループホールディングスにあっては平成25年3月31日までの間、東洋製罐にあっては同年4月1日以降）共同して行っていた、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨の合意が消滅していることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、

特定スチール缶について、安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行わず、自主的に、取引を行い、販売価格を決定すること。

(3) 今後、相互に、又は他の事業者と、特定スチール缶の見積価格及び販売価格に関する情報交換を行わないこと。

2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、北海製罐にあっては東洋製罐及び大和製罐に、東洋製罐にあっては北海製罐及び大和製罐に通知するとともに、別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者（別表番号3の者にあつては麒麟ホールディングス株式会社）及び同表の「特定購入会社」欄記載の事業者（以下「特定購入会社」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定スチール缶について、安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行ってはならない。

4 2社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、特定スチール缶の見積価格及び販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

5 2社は、それぞれ、特定スチール缶の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、特定スチール缶の営業に関わる自社の役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前2項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

6 2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、特定スチール缶の製造販売に係る事業を営む者である。

2社のうち東洋製罐は、平成25年4月1日、商号を東洋製罐分割準備株式会社から現商号に変更し、同日、吸収分割により、特定スチール缶の製造販売に係る事業の全部を東洋製罐グループホールディングスから承継した者である。

イ 名宛人以外の大和製罐は、東京都千代田区丸の内二丁目7番2号に本店を置き、特定スチール缶の製造販売に係る事業を営む者である。

ウ 名宛人以外の大和製罐グループホールディングスは、東京都品川区東五反田二丁目18番1号に本店を置き、特定スチール缶の製造販売に係る事業を営んでいた者であるが、平成25年4月1日、商号を東洋製罐株式会社から現商号に変更し、同日、吸収分割により、同事業の全部を東洋製罐に承継させ、以後、同事業を営んでいない。

(2) 特定スチール缶の取引形態等

ア 別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者(以下「交渉窓口会社」という。)は、平成22年1月1日以降(別表番号1の者にあつては平成23年6月30日までの間、同表番号2の者にあつては同年7月1日以降)において、それぞれ、特定購入会社が購入するスチール缶の全部について、見積価格を提示させるなどして、スチール缶の製造業者との間で調達に係る交渉を行い、購入先を決定していた。

イ 交渉窓口会社のうち、キリン株式会社は、令和元年7月1日、キリンホールディングス株式会社に吸収合併されたことにより消滅した。

ウ 4社は、交渉窓口会社との交渉により、特定スチール缶の販売価格を定めていた。

エ 4社の特定スチール缶の販売金額の合計は、特定スチール缶の総販売金額の全てを占めていた。

2 合意及び実施方法

北海製罐，大和製罐及び東洋製罐グループホールディングスの3社は，かねてから，特定スチール缶の取引に関して情報交換を行うなどしていたところ，4社は，遅くとも平成22年6月頃以降（東洋製罐グループホールディングスにあっては平成25年3月31日までの間，東洋製罐にあっては同年4月1日以降），特定スチール缶について，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨の合意の下に

- (1) 交渉窓口会社に見積価格を提示する場合には，商権を奪うような低い見積価格を提示せず，必要に応じて，見積価格等に関する情報交換又は調整を行う
 - (2) 特定スチール缶の原材料価格が変動した場合には，特定スチール缶の販売価格の改定の方針を決定するとともに，当該販売価格の改定幅，改定時期等に関する情報交換又は調整を行う
- などしていた。

3 実施状況

4社は，前記2により，特定スチール缶について，おおむね，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持していた。

4 合意の消滅

- (1) 東洋製罐グループホールディングスは，前記1(1)ウのとおり，平成25年4月1日，吸収分割により，特定スチール缶の製造販売に係る事業の全部を東洋製罐に承継させた。当該吸収分割に伴い，東洋製罐が東洋製罐グループホールディングスに替わって前記2の合意に参加したことから，東洋製罐グループホールディングスは，同日以降，当該合意に参加していない。
- (2) 東洋製罐が平成28年3月31日をもって退任する前記2の合意に基づく調整等を担当する者の後任を置かないこととしたところ，北海製罐，東洋製罐及び大和製罐の3社は，同年4月1日以降，当該調整等を実施していない。
- (3) 前記(1)及び(2)の事実によれば，平成28年4月1日以降，前記2の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば，4社は，共同して，特定スチール缶について，安値により商権を奪い合わず，販売価格を維持する旨を合意することにより，公共の利益に反して，特定スチール缶の販売分野における競争を実質的に制限していたものであって，この行為は，独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制

限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年9月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙

番号	用語	定義
1	特定スチール缶	別表の「交渉窓口会社」欄記載の事業者（別表番号3の者にあつては、令和元年7月1日以降、キリンホールディングス株式会社）が製造業者との間で調達に係る交渉を行つて購入価格を決定する後記番号3のスチール缶
2	商権	北海製罐株式会社、東洋製罐株式会社、大和製罐株式会社及び東洋製罐グループホールディングス株式会社の4社がそれぞれ別表の「特定購入会社」欄記載の事業者にて特定スチール缶を販売する取引
3	スチール缶	飲料を充てんするための缶を構成する鋼製の胴又は当該胴に組み合わされる蓋(キャップを含む。)

別表

番号	交渉窓口会社		特定購入会社	
	事業者名	本店の所在地	事業者名	本店の所在地
1	アサヒグループホールディングス株式会社（注2）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	アサヒグループホールディングス株式会社（注2）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
2	アサヒビール株式会社（注3）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	アサヒビール株式会社（注3）	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
3	キリン株式会社（注4）	東京都中野区中野四丁目10番2号	麒麟麦酒株式会社	東京都中野区中野四丁目10番2号
			キリンビバレッジ株式会社	東京都千代田区神田和泉町1番地
4	サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号	サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
5	サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社（注5）	東京都港区台場二丁目3番3号	サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社（注5）	東京都港区台場二丁目3番3号

（注1）「事業者名」欄及び「本店の所在地」欄の内容は、平成31年4月30日時点のものである。

（注2）アサヒグループホールディングス株式会社は、平成23年7月1日、商号をアサヒビール株式会社から現商号に変更した者である。

（注3）アサヒビール株式会社は、平成23年7月1日、商号をアサヒグループホールディングス株式会社から現商号に変更した者である。

（注4）キリン株式会社は、平成23年1月1日、キリンビジネスエキスパート株式会社からキリングroupオフィス株式会社に、平成25年1月1日、キリングroupオフィス株式会社から現商号に、商号を変更した者である。

（注5）サントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社は、平成29年4月1日、商号をサントリービジネスエキスパート株式会社から現商号に変更した者である。